

舞鶴市公告第 62 号

舞鶴市所有の財産を売却することについて、次により一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び舞鶴市契約規則（昭和 39 年規則第 25 号）の規定により公告する。

令和 4 年 6 月 9 日

舞鶴市長 多々見 良三



1 売却予定物件

以下の物件（動産 13 件）は、紀尾井町戦略研究所株式会社(KSI)が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して入札を行う物件であり、入札に関する手続については、舞鶴市インターネット公有財産売却ガイドラインに従うものとする。

- | | |
|------------|-------------|
| 1, 浮き棧橋 | 8, 足置き |
| 2, 1人掛けソファ | 9, PC ラック |
| 3, // | 10, // |
| 4, // | 11, オフィスチェア |
| 5, // | 12, // |
| 6, 3人掛けソファ | 13, 姿見鏡 |
| 7, ローテーブル | |

2 入札参加者の条件

以下のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者
- (3) 会社更生法（令和 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（令和 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者
- (4) 舞鶴市暴力団排除条例（令和 2 年条例第 23 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者
- (5) 舞鶴市税等を滞納している者
- (6) 舞鶴市が定める舞鶴市インターネット公有財産売却ガイドライン及び KSI 官公庁オークション規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者

3 参加申込

入札に参加を希望する者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネッ

ト公有財産売却システム上で参加仮申込の手続を行った上で、舞鶴市に必要な書類を提出しなければならない。

- (1) 参加申込締切 令和4年6月14日(火) 14時
- (2) 参加申込方法 KSI 官公庁オークションシステムによる申込
- (3) 提出書類
 - ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
 - イ 委任状(代理人により一般競争入札に参加する場合のみ提出)
 - ウ 個人の場合は、「住民票の写し」または「運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)」のいずれかの写し1通
法人の場合は、登記事項証明書
(ウについては、いずれの場合も直近3か月以内のもの)
- (5) 提出先
〒625-8555
京都府舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市総務部資産マネジメント推進課公共施設経営管理係
- (6) その他
 - ア 参加仮申込及び本申込に要する費用は、申込者の負担とする。
 - イ 一旦受領した書類は返却しない。

4 予定価格

予定価格の額は、

- | | |
|------------|------------|
| 1. 2,000円 | 8. 2,000円 |
| 2. 4,000円 | 9. 2,500円 |
| 3. 4,000円 | 10. 2,500円 |
| 4. 4,000円 | 11. 2,000円 |
| 5. 4,000円 | 12. 2,000円 |
| 6. 10,000円 | 13. 1,500円 |
| 7. 4,000円 | |

とする。

5 入札保証金

入札に参加を希望する者は、物件ごとに舞鶴市が定めた入札保証金を納付しなければならない。

- (1) 入札保証金の額は、それぞれ上記予定価格の1/10とする。
- (2) 納付方法は、下記のいずれかの方法とする。
 - ア クレジットカード
 - イ 銀行振込
- (3) 納付締切 6月14日(火)

※ クレジットカードで納付する場合の納付期限は、令和4年6月14日(火)

1 0 開札結果の公表

開札の結果、落札者があるときは、落札者の ID と落札価格については、公有財産売却システムに一定期間公開する。

1 1 契約の締結

ア 落札者は、令和 4 年 7 月 29 日（金）までに契約を締結しなければならない。

イ 売買代金は、売買契約締結と同時に納入する。
（この際、入札保証金は売買代金の一部に充当する。）

1 2 所有権の移転等

落札物件の所有権は、売買代金（売買代金の納入が遅延したときは、延滞金を含む。）の支払いを完了した時点において移転するものとし、現状のまま引き渡す。

1 3 損害賠償

契約不履行を理由に舞鶴市が契約を解除した場合において、これにより発生した損害額が契約保証金の額を超えるときは、契約保証金の帰属にかかわらず、さらにその超える額相当分の請求をすることがある。

1 4 契約不適合責任

落札者は、落札物件の面積その他の事項について契約の内容に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。

1 5 その他

- (1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがある。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。
- (3) 入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、同法施行令、舞鶴市会計規則、舞鶴市契約規則、舞鶴市インターネット公有財産売却ガイドラインに定めるところによる。

1 6 問い合わせ先

舞鶴市総務部資産マネジメント推進課公共施設経営管理係
電話 0773-66-1045 担当:増田

14時までとする。

※ 銀行振込の際の振込手数料は、申込者の負担とする。また、舞鶴市が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがある。

- (4) 落札者が銀行振込にて納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。
- (5) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後に全額を返還する。また、入札に参加の申込みを行ったものの入札を行わない場合も、入札保証金の返還は入札終了後とする。
なお、入札保証金の還付には、入札終了後4週間程度を要することがある。
- (6) 落札者が本契約を締結しないときは、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金（ただし、落札金額の100分の5に相当する額に達するまでの金額）は舞鶴市に帰属する。
- (7) 舞鶴市暴力団排除条例（令和24年条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者であったことにより入札が無効になったときは、入札保証金（ただし、落札金額の100分の5に相当する額に達するまでの金額）は舞鶴市に帰属する。
- (8) 入札保証金には利子を付さない。

6 売却物件の現地説明

現地説明は実施せず、確認及び関係機関への照会は入札者各自で行うものとする。

7 入札の形式

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムによる一般競争入札とする。
- (2) 入札期間 令和4年6月28日(火)13:00～7月5日(火)13:00

8 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びに舞鶴市インターネット公有財産売却ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

9 落札者の決定

- (1) 日時 令和4年7月12日(火)17時
- (2) 場所 京都府舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市総務部資産マネジメント推進課公共施設経営管理係

(3) 落札者の決定方法

ア 入札期間終了後、公有財産売却システムにより行われた入札のうち、入札価格が予定価格（最低制限価格）以上で、かつ最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 開札の結果、落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上あった場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。